

全住協 第107号
令和2年6月30日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米山 篤史

特保住宅（戸建住宅・共同住宅）検査員研修 兼 制度説明会の開催 （新規・更新）について

当協会は国土交通大臣から住宅瑕疵担保履行法に基づく「住宅瑕疵担保責任保険法人」として指定を受けた住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーン及びハウスプラス住宅保証(株)の定める一定の要件を満たした「特定団体」として認定されているため、会員等が販売又は建設する新築戸建住宅に対して、**保険料等の軽減及び特保住宅検査員による自主検査実施の特例**が適用されます。

自主検査を希望する場合、会員等に所属する一定の技術資格を有する方を全住協に特保住宅検査員として登録することが必要です。

つきましては、下記のとおり「特保住宅検査員研修兼制度説明会」を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、札幌、東京②、名古屋、大阪②及び福岡の5会場については、特保住宅（戸建住宅）検査員研修と特保住宅（共同住宅）検査員研修を同日開催いたします。

記

1. 受講対象者

- (1) 特保住宅検査員として、**新規登録**を希望される方
- (2) 特保住宅検査員の有効期限が令和2年11月30日までの**更新登録**を希望される方
- (3) 特保住宅担当者等で、受講のみを希望される方（検査員登録なし）

※有効期限を迎える検査員の在籍する会員事業者には、対象者リストを添付し、本案内を再送付します。

※受講者は、所有資格等により登録できない場合を除き、全5保険法人の特保住宅検査員として登録します。

2. 特保住宅の優遇措置

- (1) **保険料、現場検査手数料等が割引**となります。
- (2) 特保住宅検査員による**自主検査が可能**となります。

3. 研修内容

- (1) 住宅瑕疵担保履行法の概要、特保住宅の制度内容について
- (2) 特保住宅設計施工基準について
- (3) 住宅瑕疵担保責任保険制度における現場検査（自主検査）等について
- (4) 事故事例とその抑制対策について

4. 開催日時、開催会場

	開催地	種別	開催日時	開催会場	定員
1	東京①	戸建	8月 4日(火) 13:30~17:00	東京グリーンパレス「ふじ」	100名
2	大阪①	戸建	8月 6日(木) 13:30~17:00	住宅金融支援機構近畿支店「すまいるホール」	50名
3	福岡	共同	8月28日(金) 10:30~14:40	八重洲博多ビル 3階「会議室1」	20名
		戸建	8月28日(金) 13:30~17:00	八重洲博多ビル 11階「ホールA」	60名
4	高松	戸建	9月 1日(火) 13:30~17:00	香川県建設会館「会議室」	25名
5	仙台	戸建	9月 4日(金) 13:30~17:00	仙都会館「5F-A会議室」	35名
6	札幌	共同	9月25日(金) 10:30~14:40	札幌駅前ビジネススペース「2A」	45名
		戸建	9月25日(金) 13:30~17:00		
7	金沢	戸建	9月29日(火) 13:30~17:00	金沢商工会議所 2階「研修室1」	45名
8	長野	戸建	10月 2日(金) 13:30~17:00	JA長野県ビル 12階「12D会議室」	35名
9	広島	戸建	10月16日(金) 13:30~17:00	広島商工会議所「202会議室」	45名
10	名古屋	共同	10月23日(金) 10:30~14:40	ABOホール「501A・B」	35名
		戸建	10月23日(金) 13:30~17:00		
11	大阪②	共同	11月 6日(金) 10:30~14:40	住宅金融支援機構近畿支店「すまいるホール」	50名
		戸建	11月 6日(金) 13:30~17:00		
12	東京②	共同	11月10日(火) 10:30~14:40	弘済会館 4階「桜」	30名
		戸建	11月10日(火) 13:30~17:00		

※各会場とも、**研修開始30分前から受付を開始**します。

※戸建住宅・共同住宅を兼ねて登録を希望される場合、一括受講が可能です。

※各会場とも、**定員に達し次第締切り**となります。

※公共交通機関をご利用ください。近隣の駐車場を利用される場合、**駐車料金は受講者負担**となります。

※開催会場の詳細は、全住協HP会員専用ページ(<http://www.zenjukyo.jp/member/index.php?type=tokuho>)よりご確認ください。(「ユーザー名」「パスワード」は、両方とも「0335110611」を入力。)

5. 研修タイムスケジュール

時間	内容	戸建のみ	共同のみ	共同+戸建 (一括受講)
10:00~10:30	【共同住宅】受付	—	受付	受付
10:30~12:30	【共同住宅】設計施工基準、現場検査、事故事例等	—	○	○
12:30~13:30	【共同住宅】昼休憩、【戸建住宅】受付	受付	休憩	休憩
13:30~14:20	【共通】特保住宅の制度概要、申請手続き等	○	○	○
14:20~14:35	【戸建住宅】休憩、【共同住宅】効果測定、連絡事項等	休憩	○	○
14:35~16:45	【戸建住宅】設計施工基準、現場検査、事故事例等	○	—	○
16:45~17:00	【戸建住宅】効果測定、連絡事項等	○	—	○

6. 特保住宅検査員による自主検査可能範囲

(1) 特保住宅（戸建住宅）検査員

	戸建住宅					共同住宅				
	木軸	2x4	RC	鉄骨	補強CB	木軸	2x4	RC	鉄骨	補強CB
住宅保証機構(株)	○					3層以下				
(株)住宅あんしん保証	○					3層以下				
(株)日本住宅保証検査機構(JIO)	○					3層以下				
(株)ハウスジーマン	3層以下					3層以下				
ハウスプラス住宅保証(株)	3層以下		3層以下, 500㎡未満		×	3層以下		3層以下, 500㎡未満		×

(2) 特保住宅（共同住宅）検査員

	共同住宅				
	木軸	2x4	RC	鉄骨	補強CB
住宅保証機構(株)	○				
(株)住宅あんしん保証	○				
(株)日本住宅保証検査機構(JIO)	○				
(株)ハウスジーマン	3層以下				

※補強CB造は、沖縄県のみ。

※保険法人により、別途、階数・面積制限等があります。

※特保住宅検査員の所持する建築士等の資格により、自主検査可能な住宅は一部制限があります。

※特保住宅（共同住宅）検査員による自主検査は共同住宅限定であり、戸建住宅には適用されません。

7. 特保住宅検査員の登録に必要となる資格

- ① 一級建築士
- ② 二級建築士
- ③ 木造建築士
- ④ 建築施工管理技士（ただし、二級建築施工管理技士（仕上げ）は除く。）
- ⑤ 国土交通大臣から建設業法第15条第2号イに掲げるものと同等以上の能力を有する者と認定を受けた者
- ⑥ 1級建築大工技能士

- (1) 住宅保証機構(株) ①～⑥において免許取得後の実務経験の年数制限なし。
ただし、④～⑥は戸建住宅に限り自主検査可能とする。
- (2) (株)住宅あんしん保証 ①～⑥において免許取得後の実務経験の年数制限なし。
- (3) (株)日本住宅保証検査機構 ①～③において免許取得後の実務経験の年数制限なし。
ただし、④においては免許取得後の実務経験5年以上。
- (4) ハウスプラス住宅保証(株) ①～③において免許取得後の実務経験の年数制限なし。
ただし、④においては免許取得後の実務経験5年以上。
- (5) (株)ハウスジーマン ①～④において免許取得後の実務経験の年数制限なし。

8. 受講料、登録料等

- (1) 受講料 無料
- (2) 検査員登録料 ①戸建住宅のみ、共同住宅のみ 5,500円/人 (消費税込)
②戸建住宅兼共同住宅 11,000円/人 (消費税込)

※検査員登録料は、後日請求となります。後日発行される請求に基づきお支払いください。

- (3) 更新 3年

9. 申込方法

- (1) 下記①の資料に必要事項をご記入の上、希望する開催日の14日前までにE-mail (tokuho@zenjukyo.jp) 又はFAX (03-3511-0616) にてお申込みください。
- (2) 下記②～④の資料に必要事項を記入の上、希望する開催日の10日前までに、E-mail (tokuho@zenjukyo.jp) 又は郵送にて送付してください。

※更新の方も必要書類等は全て再度提出していただく必要があります。

※受講票等は発行しておりません。

- ① 「受講申込書」(別紙1)
- ② 「経歴書」(別紙2)
- ③ 受講者の所有する建築士・建築施工管理技士等の「資格証」(写し)
※「特保住宅検査員証」、「監理技術者資格者証」は不可。
- ④ 顔写真 次の i 又は ii のいずれかにてご提出ください。
 - i) 顔写真×2枚(縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度、裏面に受講者氏名記載)を全住協事務局(特保住宅窓口)へ郵送。
 - ii) 顔写真データ(JPEG形式、画像データ名:受講者氏名)を全住協事務局(特保住宅窓口)へE-mail送付。
※写真は、無帽・無背景(単色背景)とする。
※写真内容・写真データに不具合等がある場合、再提出をお願いする可能性があります。

10. 受講上の留意点

新型コロナウイルス感染症予防対策として、次の取組みにご協力をお願いします。

- (1) マスクの着用
- (2) 本人又は同居家族について、37.5℃以上の発熱及び体調不良時の参加の見合わせ

11. 問合せ先・資料の送付先

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階

(一社)全国住宅産業協会 担当 水野・杉原・田頭・田島 TEL 03-3511-0611